

第2部 労働者協同組合法案要綱の主要な内容

I. 総則

1. 労働者協同組合法の目的

労働者協同組合を「労働者が協同で出資し、集団的に自己を雇用し、企業を民主主義的に管理して、働きがいある仕事を創出し、生活と文化を向上させる」協同組合と定義し、そうした「労働者協同組合の発達を図り、もって経済社会の持続可能な発展に資することを」法の目的とした。

2. 組合基準

生協法に習い、かつICA（国際協同組合同盟）の新原則に準拠して、労働者協同組合たる要件を、次のような「組合基準」として定めた。

- ①加入を希望し、組合員としての責任を果たす意思のある労働者に対して、組合の事業能力の範囲内で、差別なく門戸を開放する。
- ②平等な議決権をもった組合員による政策の策定と意思決定、民主主義的管理を行う。
- ③投機的利益を排し、地域と生活に役立つよい仕事を行う。
- ④組合員が資本を公正に拠出し、これを管理して、剰余金を組合と労働者協同組合運動の発展、および組合員と地域住民の生活と文化の向上に配分し、出資に対する配当を行う場合もその率を制限する。
- ⑤政府および外部組織から自立し組合員自治を確立する。
- ⑥組合員の職業的・人間的発達を支援し、協同の理念と実践を社会的に普及する。
- ⑦労働者協同組合および他の協同組合・非営利組織との間の、地域的、全国的、広域的、国際的な協同を発展させる。
- ⑧事業と運動を通じて、コミュニティの持続可能な発展に貢献する。

5. 区域

労働者協同組合の実情に鑑み、行政区域よりも「地域生活圏を基礎に組織される」こととし、「必要な場合、および連合組織は、広域的・全国的に組織することができる」とした。

6. 設立

発起人の最少人数を4人とし、設立総会の決定と行政庁への書類提出・認可で設立するものとした。

II. 事業

1. 最大奉仕の原則（非営利原則）

生協法に習って、「最大奉仕の原則」を置いた。但し、「組合員に最大の奉仕をする」ことだけでなく、

「就労機会の連带的創出と地域住民の生活に役立つこと」をも事業の目的とし、「非営利性」の内容に「社会連帯」を加えた。

2. 事業の種類

組合の事業の種類としては、①「組合員の働きがいある就労機会を創出し、あわせて就労希望者のための就労機会を拡大する」(就労創出事業)、②「組合員および就労希望者の、職業能力と労働者協同組合に関する知識の向上を図る事業」(教育・訓練事業)、③「組合員の生活の共済、および地域福祉の向上を推進する事業」(福祉事業)、および、④それらの(付帯事業)とした。

——社会的ニーズに柔軟に対応して就労機会を創出することを主な目的とすることから、事業活動の種類・領域は原則的に自由とした。

——就労、教育、福祉の各事業において、組合員の利益と同時に社会連帯に配慮することとした。

3. 複合協同組合および社会連帯協同組合

労働者協同組合を土台に、複合協同組合および社会連帯協同組合を構成できることとした。

「複合協同組合」は「協同労働者と、その生産物ないしはサービスを利用する組合員から構成する協同組合」で、両者の共感に基づいた結合・交流によって、「よい仕事」のより安定的な継続を支え、ひいては地域の持続可能な発展を保障することを目的とするものである。

「社会連帯協同組合」は、「障害者に対する社会的サービスを提供する組合」および「障害者の就労と生活を援助するために、当事者と援助職員、障害者から構成する組合」で、労働を包含するNPO(非営利組織)ないしNPOそのものとしての労働者協同組合を認知し位置づけることを目的とするものである。

——なお、ここでの「障害者」とは、高齢者を含む社会的ハンディキャップ者一般を指す。

Ⅲ. 組合員

1. 組合員とその資格

「集団的に自己を雇用する協同労働者」を組合員とし、「労働者協同組合と労働者管理団体」にも法人組合員となることを可能にした。

4. 組合員の権利

組合員の、組織の管理・運営における権利を、①「1人1票の議決権と役員選挙権」、②「役員に立候補する権利」、③「組合に関する基本的な情報を日常的に知らされ、理事会に対して、会計の状況、監査結果、理事会の議事録について、情報の開示を要求する権利」、④「事業計画を職場段階から提案・作成し、その遂行に協議・参加し、その結果について確認・検討する権利」として、参加民主主義の基準を定めた。

Ⅳ. 管理

3. 理事会

理事会、理事会代表の規定を入れた。

5. 監査機構

「一定規模以上に達した労働者協同組合」においては、監事、組合員および組合員以外の専門家から成る、監査機構によって監査を行うこととした。

V. 会計

1. 剰余金の積み立て

* 就労創出基金、教育繰越金、福祉・社会目的基金

法定準備金、資本準備金の積み立てに加えて、「就労創出基金」（毎事業年度の剰余金の10分の1以上）、「教育繰越金」（同20分の1以上）の積み立てを義務とし、「福祉・社会目的基金」（同20分の1まで）の積み立てを可能とした。これらは、「事業の種類」にある「開かれた相互扶助・社会連帯」のための3事業を財務的に裏付けるものである。

* 非営利・協同基金

さらに、「労働者協同組合運動全体の発展のために」全国的・統一的に「管理・運営」される「非営利・協同基金」に、各単協および事業連合が、毎事業年度の剰余金の3%を拠出することとした。これは、労働者協同組合の社会的性格を重ねて表示するもので、将来的に一般からの寄付や公共的支援も含めて充実することを期したい。

* 税制上の取り扱い

「就労創出基金、福祉・社会目的基金、教育繰越金、非営利・協同基金は法人税法上、損金とする」とした。

2. 剰余金の割り戻し

* 労働配当

組合は、「損失を填補し、就労創出基金、法定準備金、教育繰越金、非営利・協同基金を控除した後」、「組合（の業務）に従事した分量に応じて」割り戻す（労働配当）こととした。

これは、期末において確定した労働報酬と、市場賃金に準拠して「前払い」した報酬の差額を支払うものであって、「利益の処分」ではなく、従って（「企業組合」に対してなされているような）法人税課税の対象にはならないものであると考える。

* 出資割戻および出資金価値の調整

払込済み出資額に応じて割り戻す場合にも、その率を年10%以下に制限した。

また、「通貨価値の変動の範囲内において、出資金価値の調整として、払込済み出資額に応じて特別の割り戻しを行うことができる」とした。

* 回転出資金あるいは出資金への振替

定款の定めによって「剰余金の割り戻し額を回転出資金あるいは出資金への振替に充てることができる」とした。

VI. 解散および合併、分割

2. 残余財産の処分

残余財産の処分として、「就労創出基金、福祉・社会目的基金および教育繰越金残額に相当する金額は、非営利・協同基金に帰属する」ものとし、「なお残余がある場合には、総会の議決によって処分する」ものとした。

4. 分割

労働者協同組合の民主主義の適正規模を考慮して、「分割」の規定を置いた。

VII. 連合組織

2. 全国労働者協同組合協会

「労働者協同組合の指導連絡調整事業、および自主財源の確保のための事業を行うために」、「全国労働者協同組合協会」を設立することとした。

VIII. 監査・監督

1. 所管行政庁

「主管行政庁を労働省とし、業種により通産省、農林水産省、厚生省、運輸省、建設省等との共管とする」とした。

2. 監査

協同組合の自律性を確保するために、単協および事業連合の通常の監査は、「全国労働者協同組合協会による監査を基本とし、これを行政庁に報告する」とした。

3. 「中央労働者協同組合委員会」(仮称)

新しい形態の就労機会の創出と労働者協同組合の発達にとって、国の政策が重要であることから、「行政庁の代表と全国労働者協同組合協会の代表によって「中央労働者協同組合委員会」(仮称)を構成し、労働者協同組合の法制と政策に関わる重要事項を協議する」とした。